

再意見書

平成23年2月27日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 332-0034

(ふりがな) さいたまけんかわぐちし

なみき2ちょうめ25ばん3ごう

住所 埼玉県川口市

並木2丁目25番3号

(ふりがな) さいねっとかぶしきかいしゃ

だいひょうとりしまりやくいのうえたろう

氏名 彩ネット株式会社

代表取締役 井上 太郎

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

意見書

前回の意見募集において提出された地域のDSL事業者9社からの連名意見に改めて賛成します。

1990年代から日本に於いてサービスの多様化やその後のブロードバンド化が進んだのは、NTTを中心にした少数の電気通信事業者により独占状態にあった電気通信設備が他のベンチャーとして立ち上がった電気通信事業者に解放されたことによるところが非常に大きいと考えます。

NTTの局から加入者宅に敷設されるメタル線の解放があったからこそ、我が国では多くのADSL事業者の市場参入があり、市場原理に基づく公正な競争が行われて参りました。この事により弛まない通信事業者の企業努力が促進され、結果として今日、国民は、高品質かつ適正価格のブロードバンド回線を享受する事ができています。今回のNTT加入者光ファイバの接続料の議論に於いてもメタル線同様に多くの電気通信事業者が算入できるようにし、市場原理に基づく公正な競争が行われることを考慮されることが、今後の我が国に於ける更なるブロードバンド化、引いては更なる高度情報化社会の実現には必須です。

現在の8回線毎のセットの貸し出しのままでは、大都市で需要が多い場所だけサービスを提供するのであれば成り立ちますが、比較的人口密度の低い地方地域ではこの事が市場参入障壁となり、新たなデジタルデバイドを産みかねません。

今後、都市地域の光化が進む中で人口密度の低い地方地域でも市場原理に基づく公正な競争が行われ、デジタルデバイドの解消を進める意味で、NTT東西からのOSUの共用による1分岐回線単位での貸し出しと適正な接続料の設定が必須と考えます。

以上